

高松市住宅耐震対策事業について

～あなたの家の耐震診断・耐震改修工事等を実施しませんか～

近い将来、大規模な地震が想定されています。そこで、あなたの家について安全確認（耐震診断）と安全性向上化の工事（耐震改修工事等）を実施しませんか。

1 補助対象となる住宅の要件

- 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅、長屋建て住宅及び併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう）※枠組壁工法、丸太組工法及び大臣の特別な認定を得た工法等によるものは除きます。
- 耐震改修工事、簡易耐震改修工事、耐震シェルター等設置工事については、耐震診断により、倒壊する危険性が高い又は倒壊する危険性があるとされたもの
- 建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと

2 補助を受けられる方

- 市内に対象となる住宅を所有する方又は所有者から承諾を得た方。

3 補助の内容

◆耐震診断◆

耐震診断に要する費用の10分の9に相当する額（9万円を限度）を補助します。

◆耐震改修工事◆

地震に対して倒壊することの無いレベルまで、安全性の向上を図る工事について、耐震改修工事に要する費用全額（100万円を限度）を補助します。

◆簡易耐震改修工事◆（※木造に限る）

上部構造評点0.7以上1.0未満まで、安全性の向上を図る工事について、簡易耐震改修工事に要する費用全額（50万円を限度）を補助します。

◆耐震シェルター等設置工事◆

生命を守るために装置（耐震シェルター及び耐震ベッド）の設置工事に要する費用全額（20万円を限度）を補助します。

4 受付締切

- ◆ 耐震診断 ◆ 令和5年12月1日 ※予算が無くなり次第、
- ◆耐震改修工事等◆ 令和5年11月24日 受付を終了します。

5 注意事項

- (1) 同一の建物について、二度の補助は受けられません。
- (2) 耐震診断は、所定の講習を受けた建築士によることが必要です。
- (3) 交付決定前に契約を行った場合は、補助を受けることができません。
- (4) 耐震改修工事、簡易耐震改修工事は、市内に営業所を有する事業者が施工する場合に限ります。
- (5) 市税を滞納している場合は補助を受けることができません。

★詳しくは下記まで、お問い合わせください★

高松市役所都市整備局建築指導課

電話：087-839-2488 ファックス番号：087-839-2452

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/josei/kurashi/taishin_kaishu.html

耐震診断

○申請に必要な書類

★ 補助金の申請書（様式第1号）建築指導課の窓口に準備しております。

★ 住宅の所有者と建築年が確認できる書類

◇住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証

◇住宅の登記簿謄本

◇住宅の固定資産課税台帳登録証明

◇その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類

※固定資産課税明細書の写し 等

いすれかを
添付

★ **滞納無証明書** → 高松市役所2階納税課又は総合センターにて発行できます

★ 付近見取図（地図をコピーし、ご自宅の位置をマーキングして下さい）

★ 各階平面図（手書きの間取り図でもOK）又は住宅の状況がわかる写真（外観2枚程度）

★ 耐震診断に係る見積書の写し

★マークの資料をご準備して頂き、ご印鑑（認印可）を持参して
本庁9階 建築指導課の窓口にお越し下さい。

※注意事項

申請者は、住宅の所有者又は所有者から承諾を得た方です。所有者以外の方が申請者となる場合は、所有者の承諾書が必要です。なお、耐震診断を行った後も、主たる居住の場として利用することが条件です。

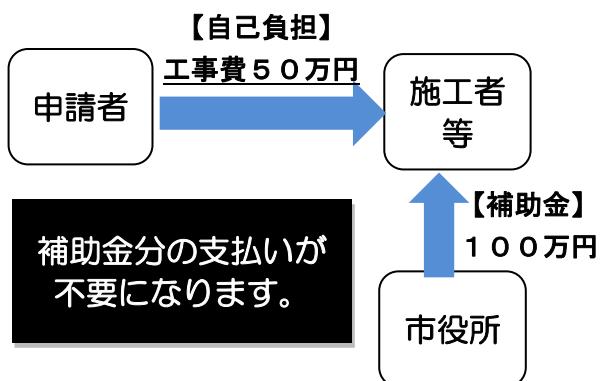
代理受領制度について

申請者が、耐震診断や耐震改修工事等に要した費用から【補助金】を差し引いた金額【自己負担】を診断士や施工者（以下、施工者等）に支払い、申請者から委任された施工者等に、市が直接補助金を支払う制度です。

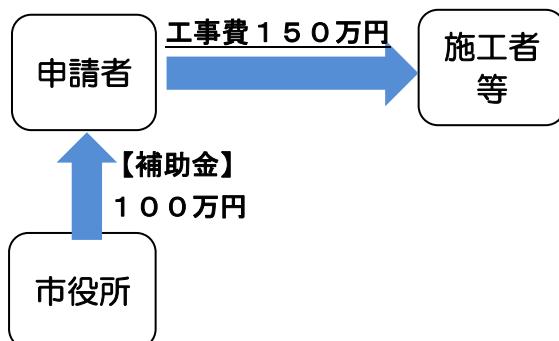
※補助金の代理受領の委任状及び同意書の提出が必要です。

例) 耐震改修工事費が150万円で、補助金が100万円の場合

代理受領を利用する場合の補助金の流れ



代理受領を利用しない場合の補助金の流れ



☆お問合せ先☆

高松市建築指導課 TEL : 087-839-2488